

嘉麻市定額減税補足給付金 (調整給付金)のご案内

調整給付金とは

- ・国の総合経済対策における物価高の支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円(所得税3万円、個人住民税1万円)の定額減税が行われます。
- ・その際、減税しきれないと見込まれる納税義務者につきましては、当該定額減税しきれない額を1万円単位で「切り上げて」算定した「調整給付金」が支給されます。

※ 定額減税の詳細は、国税庁及び総務省ホームページをご覧ください。

支給対象者

- ・令和6年1月1日に嘉麻市に居住されている方
- ・所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方
- ・合計所得金額が、1,805万円以下の納税義務者

※令和6年分推計所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額(減税前)がともに0円の方は対象外となります。

支給金額

$$\begin{array}{l} \text{所得税分} \\ \text{【定額減税可能額 3万円} \times \text{(本人+扶養親族等数)】} \\ \text{— 令和6年分推計所得税額} \end{array} = \text{①} \quad \text{※①<0の場合は0}$$

$$\begin{array}{l} \text{住民税所得割分} \\ \text{【定額減税可能額 1万円} \times \text{(本人+扶養親族等数)】} \\ \text{— 令和6年度住民税所得割額} \end{array} = \text{②} \quad \text{※②<0の場合は0}$$

$$\text{①} + \text{②} = \text{調整給付金支給額} \quad \text{(1万円単位に切り上げ)}$$

(扶養親族等は国外居住者を除く)

具体例は以下のとおりです

例) 配偶者を含め3人扶養し、所得税額7万円、住民税所得割額2万円の納税義務者の場合

- ・所得税分 $\begin{array}{l} \text{本人 扶養親族等} \\ \text{定額減税可能額 3万円} \times \text{(1人 + 3人)} \end{array} - 7\text{万円} = 5\text{万円} \quad \text{①}$
- ・住民税所得割分 $\begin{array}{l} \text{本人 扶養親族等} \\ \text{定額減税可能額 1万円} \times \text{(1人 + 3人)} \end{array} - 2\text{万円} = 2\text{万円} \quad \text{②}$

$$5\text{万円} \text{ ①} + 2\text{万円} \text{ ②} = 7\text{万円} \text{ 調整給付金支給額}$$

(ウラ面があります)

給付金の支給手続き

◎定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方(調整給付金対象者)には、「確認書」を郵送します。

※確認書が届いた方は、確認書に記載された内容を確認し、必要事項を記入のうえ、確認書を **令和6年10月31日(木)までに、同封の返信用封筒で嘉麻市役所に返送してください。内容を審査(3~4週間)後、指定の口座に振り込みます。**

よくある質問

Q：定額減税補足給付金(調整給付金)の支給額はどのようにして決まるのですか。

A：所得税及び住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算のうえ、1万円単位で「切り上げた」額が支給額となります。(オモテ面参考)

Q：令和6年分推計所得税額とは何ですか。

A：事務処理基準日(令和6年6月3日)時点で入手可能な令和5年中の所得情報等をもとに算出した所得税額です。

Q：修正申告等による住民税の税額変更や出生による扶養親族等の変更などにより給付金に変更が生じた場合はどうなりますか。

A：令和7年の確定申告等により、令和6年分所得税額が判明し、給付金額に不足が生じた場合は、不足額を令和7年度に追加給付することになります。

※支給された定額減税補足給付金(調整給付金)は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

嘉麻市給付金コールセンター ☎ **0570-005-016**
受付時間 8:30~19:00 (土日・祝日含む)
開設期間 令和6年7月22日~10月31日まで

※新規非課税世帯等給付金、こども加算給付金については、別途お知らせします。